

市町村名	対象地区	作成年月日	直近の更新年月日
石巻市	【和澁地区】 笈入下・笈入中・笈入上・町下・町中・町上・山根下・山根上	平成24年3月	平成31年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		541.9	ha
②地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	田	446.1	ha
	畑	27.5	ha
	計	473.6	ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	田	183.3	ha
	畑	11.6	ha
	計	194.9	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		-	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	田	78.4	ha
	畑	6.9	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	田	53.7	ha
	畑	0.0	ha

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手は、現状から5年後まで大丈夫であるが、10年後は不安である。若手農業者の育成・確保を図る必要がある。 ・担い手の経営農地が分散しており、営農の効率化に向けて解消を図る必要がある(担い手への農地の集約化)。 ・ほ場整備から20年が経過し、暗渠排水の改修が必要になってきている。 ・農機具、施設等の更新時の資金確保、調達が課題。 ・台風、大雨等の自然災害(環境問題)によるリスクの増加。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・拡大希望の法人や認定農業者を中心にマッチングを行い、集積・集約化を図る。 ・新規就農者について、地区内、地区外を問わず受入れ、担い手の育成を図る。 ・物納は基本的に行わず、金納での手続きを行う。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>①農地・施設の貸付け等の意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、後継者不明農地について、情報収集する。
<p>②農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散作圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
<p>③災害対策への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での共同作業により、用排水路の維持管理に努める。